

都市計画法第 40 条第 1 項・第 2 項の規定に基づく

帰属申請書類（千葉市建設局土木部路政課）

この帰属申請書類は、32 条協議書のとおり完了検査の 2 週間前までに提出し、
遅延する場合は別途路政課と協議すること。

- 1 帰属申請書
- 2 案内図（位置図）
- 3 土地利用計画図（竣工図）
- 4 公図【分筆登記完了後の図面に帰属予定地及び隣接土地所有者名を明記すること。】
 - ・参考として、法務局から発行されている公図も添付すること。
- 5 公共施設求積図
 - ・各筆ごとの求積及び全体の求積【座標求積法を用いること。】
 - ・参考として、法務局から発行されている地積測量図も添付すること。
- 6 道路境界確定図及び境界標埋設点の座標値【公共基準点も記入すること。】
 - ・埋設境界標の種類を明記し、作成方法については路政課の指示に従うこと。
- 7 境界標埋設点の隣接土地所有者の境界同意書（日付を記入すること。）
 - ・法務局から発行されている隣接土地の全部事項証明書を添付すること。
 - ・法人ではなく個人の場合は、署名押印されたものを添付すること。
- ⑧ 登記原因証明情報兼登記承諾書（実印を押印・日付は記入しないこと。）
- ⑨ 印鑑証明書（法人の場合に限り、コピー可。印影が鮮明なものであること。）
- 10 帰属する土地の全部事項証明書
- 11 都市計画法第 32 条協議書（写）
- 12 設計説明書（写）
- 13 公共施設の管理等に関する事項（写）
- 14 道路平面図
- 15 道路縦断面図
- 16 排水平面図
- 17 議事録（道路区域線及び公共基準点測量成果作成について）
- 18 その他

都市計画法第 40 条第 1 項の帰属の場合（千葉市から事業者への帰属がある場合）、所有権移転登記に伴う登録免許税として収入印紙が必要となります。

【注意事項】

- (1) 帰属対象地の実測面積と全部事項証明書の面積を一致させること。
- (2) 添付図面については、竣工図とする。
- (3) 帰属する土地については、予め抵当権等の権利は、必ず抹消し、公衆用道路に地目変更すること。
- (4) 都市計画法第 40 条第 1 項の帰属の場合、予め事業者へ帰属する部分の赤道の表示登記を行う必要があります。
- (5) 上記書類を作成し、図面等は着色して A4 ファイルにまとめ、冊子の全面及び側面に開発件名と事業者名を明記し、目次・インデックスを付けて、1 部路政課へ提出してください。
- (6) 上記⑧・⑨の書類には、写しをファイルに綴り、原本は別に提出すること。
- (7) ファイルには連絡先を明記すること。（名刺の貼付可）

※担当者との打合せ等、来庁の際は、事前に電話連絡をお願いいたします。

連絡先 千葉市建設局土木部路政課路政班 電話 0 4 3 - 2 4 5 - 5 3 7 1
(上記 6・17 に関して) 路政課道路台帳班 電話 0 4 3 - 2 4 5 - 5 3 7 4